

制定：平成20年4月  
改定：平成30年1月

電子納品に関する手引き（案）  
【農業農村整備事業等編】

平成30年1月  
沖縄県 農林水産部

## 目 次

1	電子納品に関する手引き(案)の取扱い	1
1-1	目的	1
1-2	標準的な電子納品の流れ	2
2	業務成果品（工事完成図書）の電子納品に関する事項	3
2-1	電子納品の実施にあたっての留意事項	3
2-1-1	特記仕様書への記載方法	3
2-2	電子成果品の作成	4
2-2-1	図面ファイル	4
2-2-2	写真ファイル	4
2-2-3	事前協議チェックシート	4
2-2-4	電子媒体	4
2-3	電子成果品保管管理	5
3	協議事項等についての電子納品の運用	6
3-1	電子納品独自運用表	6
4	沖縄県農林水産部における電子納品導入の経緯	8
4-1	CALS/ECの導入に関わる方針、規則の整備	8
4-2	電子納品に係る規則の整備	8
4-3	電子納品の導入経緯	8

# 1 電子納品に関する手引き(案)の取扱い

## 1-1 目的

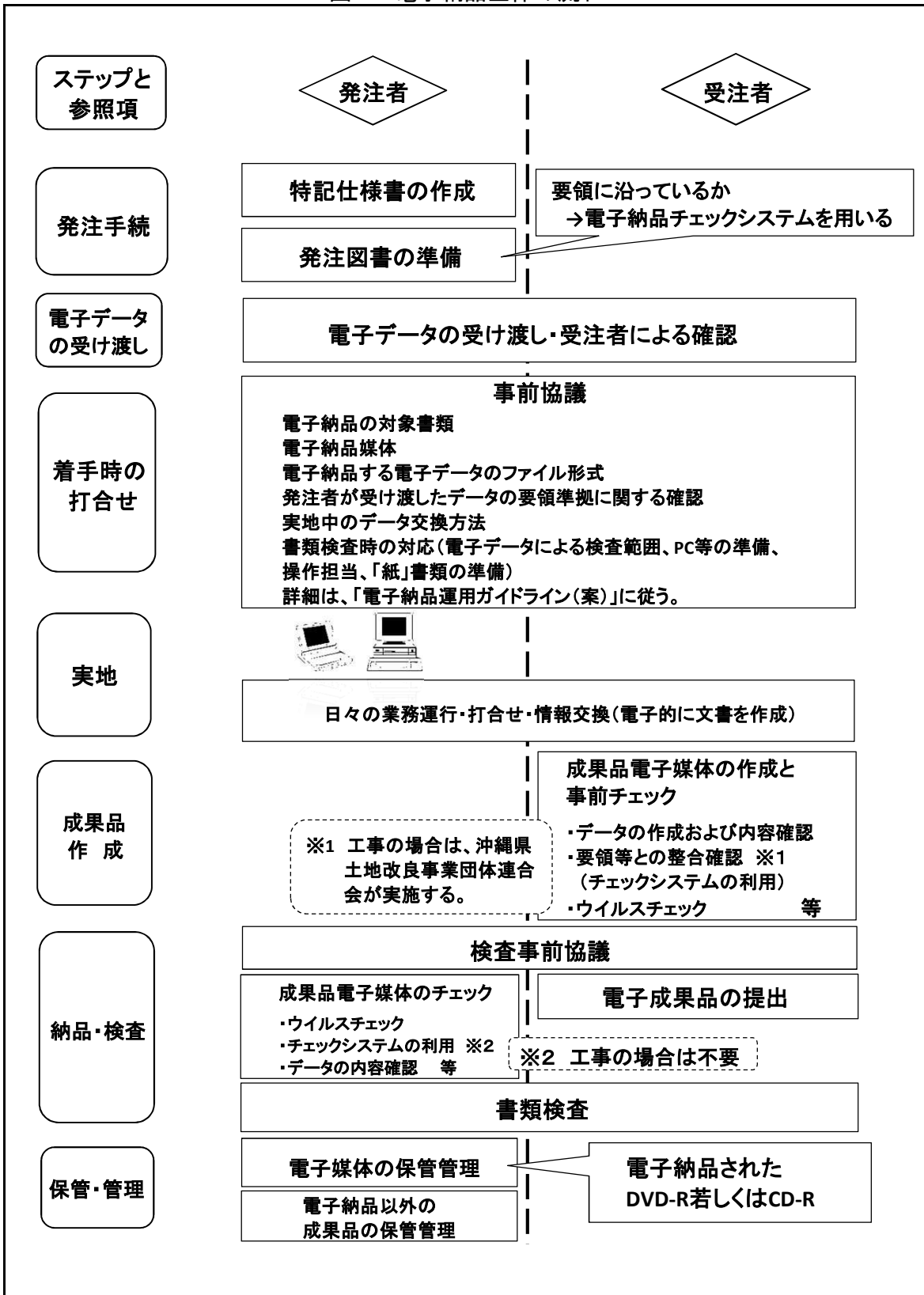
電子納品に関する手引き(案)(以下、本手引き(案))は、沖縄県農林水産部が平成20年4月以降に実施する業務・工事(ただし、農業農村整備事業、海岸保全整備事業(農地海岸)及び地すべり対策事業に限る)における電子納品に対応するために、発注者及び受注者に向けて作成したものである。

沖縄県農林水産部の電子納品の運用は、農林水産省の定めた各種電子納品要領等(以下「要領」)を準用し実施しているが、本手引き(案)は、一部要領に依らない沖縄県独自の運用についてまとめたものである。

本手引き(案)は、沖縄県独自運用の変更・追加等にあわせて適宜、改定していくものである。

## 1-2 標準的な電子納品の流れ

図1-1 電子納品全体の流れ



## 2 業務成果(工事完成図書)の電子納品に関する事項

### 2-1 電子納品の実施にあたっての留意事項

#### 2-1-1 特記仕様書への記載方法

##### 特記仕様書記載例

###### 第〇〇条(電子納品)

本業務(工事)は、電子納品対象業務(工事)とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(電子納品に関する手引き(案)【農業農村整備事業編】(平成30年1月)を含む)(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

尚、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途調査(監督)職員と協議するものとする。

###### 第〇〇条(業務成果品(工事完成図書)の提出)

###### (委託業務の場合)

業務成果品の提出の際には、電子納品該当部に電子納品チェックシステム(農林水産省農業農村整備事業版)によるチェックを行い、「要領」に準拠していることを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出すること。

業務成果品(電子納品該当部)は、電子媒体(DVD-R若しくはCD-R)で2部(正副それぞれ1部)納品すること。

業務成果品の作成において、「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。

尚、業務成果品の中で、「紙による資料」については、調査職員と協議の上、決定すること。

###### (工事の場合)

工事完成図書の提出の際には、ウイルスチェックを実施した後に、沖縄県土地改良事業団体連合会による電子成果物としての品質(要領の準拠)確認を受け、品質の確保が図られたことを示す証を添付した上で納品すること。

工事完成図書は、電子媒体(DVD-R若しくはCD-R)で1部納品すること。

工事完成図書の作成において、「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。

尚、工事完成図書の中で、「紙による資料」については、監督職員と協議の上、決定すること。

## 2-2 電子成果品の作成

### 2-2-1 図面ファイル

#### (1) ファイル形式

CADデータのファイル形式は原則として納品時及び業務(工事)中ともにSXFとし、詳細は受発注者協議の上、決定する。

#### (2) 発注図専用レイヤ

発注者が発注範囲等を明示する発注図専用レイヤを設ける。

レイヤ名は、C-SPCとする。

受注者は完成図面の作成にあたって、C-SPCレイヤから完成図面の作成に必要な情報を「電子化図面データの作成要領(案)」及び「電子化図面データ作成運用ガイドライン(案)」に基づき該当するレイヤに振り分けた後、C-SPCレイヤを削除する。

#### (3) 完成図面のオリジナルファイル

図面ファイルの元となるオリジナルファイルは、電子納品することを妨げない。電子納品を行う際には以下の内容に配慮する。

- ・完成図面のオリジナルファイルの電子納品は、あくまで受発注者協議で必要と判断される場合に限る。

#### 1) オリジナルファイルの提出

オリジナルファイルは基本的には電子納品対象外であるため、電子納品を求める場合には、工事着手時に受発注者間で協議を行い納品の有無を決定する。その際、発注者はオリジナルファイルの提出により電子納品媒体が複数枚に及ぶ場合など、本来の電子成果品の作成に支障が無いよう配慮する。

#### 2) オリジナルファイルのファイル形式

オリジナルファイルのファイル形式は、受発注者協議により決定する。

#### 3) オリジナルファイルの格納場所

オリジナルファイルのデータ格納場所は「DRAWINGF/OTHRs」とする。管理ファイルにはオリジナルファイルに関する情報を記述する。

### 2-2-2 写真ファイル

写真管理項目

- 1) 着手前、完成後の写真は、管理項目(写真情報)上、代表写真として取り扱う。
- 2) 提出頻度に基づく写真以外についても、工種、種別、細別の記入を行うこと。

### 2-2-3 事前協議チェックシート

電子納品を円滑に行うため、工事・業務着手時に受発注者間で事前協議を確実にを行う。協議の結果を記載した事前協議チェックシートのデータを、工事は「MEET/ORG」フォルダ、業務は「REPORT」フォルダに格納する。格納にあたっては、フォルダ内で末尾に来ようファイル名を付す。

例)

業務: REPORTnn.PDF (nnはフォルダ内に格納されるファイルのうち末尾番号)

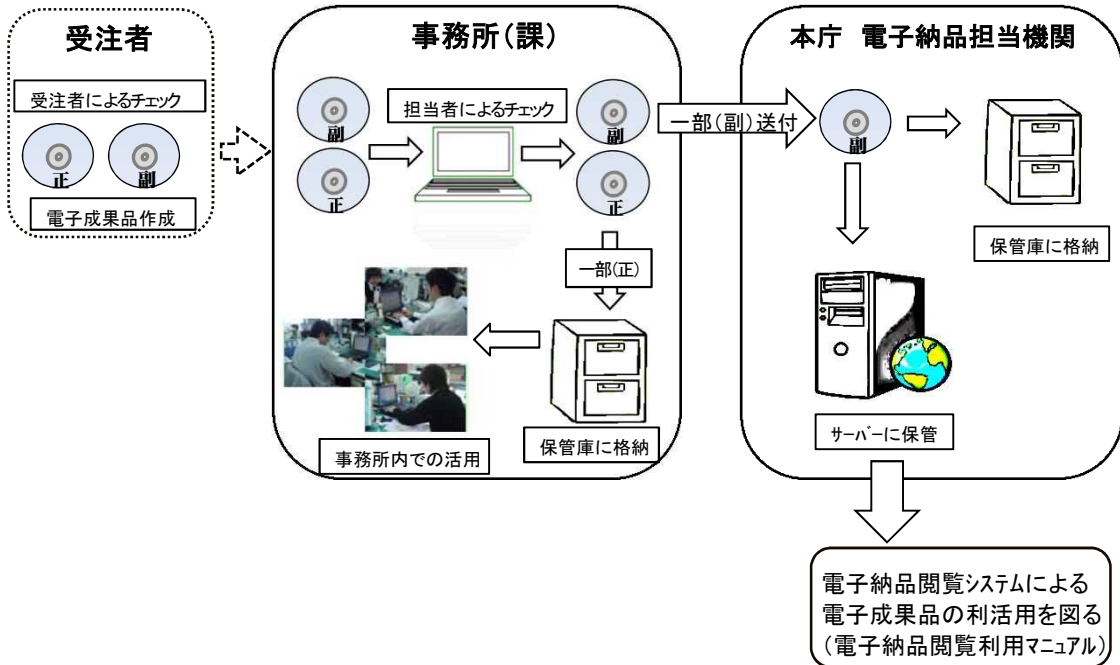
### 2-2-4 電子媒体

DVD-R若しくはCD-Rとする。ただし、電子媒体の種類を選択する際は、枚数を最小とすることとし、両媒体を混在させない。

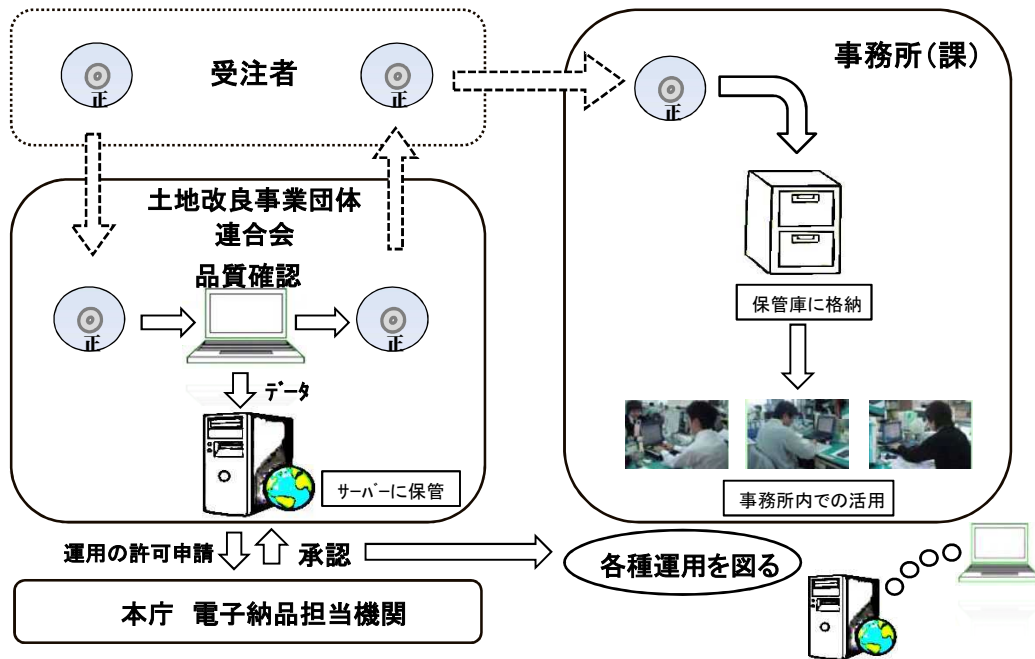
## 2-3 電子成果品保管管理

発注者は、完了検査の後、受領した電子媒体を保管します。保管管理のイメージを下に示します。

(委託業務の場合)



(工事の場合)



### 3 協議事項等についての運用

#### 3-1 電子納品独自運用表

##### (1) 設計業務等(工事完成図書)の電子納品要領(案)等関連

No.	項目	沖縄県農林水産部独自運用	解説(補足説明)	
1	全般	成果品にビューアソフトを入れることについて	調査(監督)職員との協議の結果、ビューアソフトを提出することになり、特に指定がなければ、電子媒体ルート上にOTHRフォルダを作成し、このフォルダ内に格納する(業務の場合は管理ファイルへの入力を行わない)。	調査(監督)職員との協議で、ビューアソフトを入れる必要が生じた場合の運用。
2	業務	報告書ファイルのフォントの埋め込みについて	不要なフォントの埋め込みは行わない。	フォントの埋め込みを行うことにより文字化けを防ぐことができることから、基本的なフォントの埋め込みについては、有用であると判断している。
3	全般	発注者(機関)コード及び請負者コード、設計書コード及び工事番号について	発注者(機関)コード:CORINSの発注機関コードを使用。 請負者コード(工事):CORINSの企業IDを使用、未登録の場合は「0000000000」。 設計書コード及び工事番号:別紙1に示すとおり。	発注者(機関)コード及びCORINSの企業IDについても「別紙1」を参照。
4	全般	業務(工事)管理ファイル、業務(工事)管理項目の【場所情報/境界座標情報】の設定について	要領(案)の「99999999」とは記さず、原則として対象箇所を網羅し、範囲が最小となる様に値を設定する。	沖縄県全域を指定する場合には下記の値を入れる。 西側境界座標経度1225500 東側境界座標経度1312100 北側境界座標緯度0275400 南側境界座標緯度0240000
5	業務	測量情報管理項目の【測量情報/面積】における入力値について	管理ファイルの項目における入力値が、データ値が小さいために0になってしまう場合は実数値で記入する。	

##### (2) 電子化写真データの作成要領(案)関連

No.	項目	沖縄県農林水産部独自運用	解説(補足説明)	
1	写真管理項目	着手前、完成後の写真	着手前、完成後の写真は、管理項目(写真情報)上、代表写真として取り扱う。	保管管理システムでの利用のため。 【写真情報/代表写真】に1を入力する。



(3) 電子化図面データの作成要領(案) 関連

No.	項 目	沖縄県農林水産部独自運用	解説(補足説明)
1	CAD埋設物の表示について	埋設物に破線を適用する(破線による埋設物表現のための新たなレイヤの追加はしなくて良い)。	
2	位置図の縮尺について	位置図にラスターデータが使用される場合の縮尺は1/1でも良い。	SXFの仕様によりラスターデータは自動的に1/1となるため、位置図にラスターデータが使用される場合の運用である。
3	完成図面フォルダ(DRAWINGFフォルダ)におけるオリジナルCADデータの格納について	協議により要領に準拠しないオリジナルCADデータを納品する場合、DRAWINGFフォルダにOTHRsサブフォルダを作成し、オリジナルCADデータを入れる。その時、管理ファイルにはOTHRsサブフォルダに関する情報を記入する。	
4	完成図の基準の適用年月について	完成図の適用年月は発注図(委託時点の基準)に合わせる。	
5	発注図専用レイヤについて	発注者が発注範囲等を明示する発注図専用レイヤ(C-SPC)を設ける。	受注者は完成図面作成にあたって、C-SPCレイヤから完成図面の作成に必要な情報を「電子化図面データの作成要領(案)」及び「電子化図面データ作成運用ガイドライン(案)」に基づき該当するレイヤに振り分けた後、C-SPCレイヤを削除する。
6	HTXT(旗揚げ)レイヤについて	受発注者協議により、旗揚げ以外の文字等をHTXT(旗揚げ)レイヤに記入しても良い。	BGD やBMK に文字を記載する場合等の運用。

## 4 沖縄県農林水産部における電子納品導入の経緯

### 4-1 CALS/ECの導入に関わる方針の整備

H15.6 沖縄県 CALS/EC 整備基本構想 制定

H15.6 沖縄県 CALS/EC アクションプログラム 制定

### 4-2 電子納品に係る規則の整備

H20.4 電子納品に関する手引き（案）【農業農村整備事業編】制定

H30.1 電子納品に関する手引き（案）【農業農村整備事業編】改定

### 4-3 電子納品の導入経緯

H16.1 委託設計業務の電子納品の実施（試行）  
20,000千円以上の委託業務を対象

H16.4 委託業務及び土木工事における電子納品対象範囲の拡大  
委託業務は全業務対象  
300,000千円以上の土木工事を対象

H17.4 土木工事における電子納品対象範囲の拡大  
委託業務は全業務対象  
100,000千円以上の土木工事を対象

H19.4 土木工事における電子納品対象範囲の拡大  
委託業務は全業務対象  
土木工事は全工事を対象